

迷惑空家に  
しないために

人生を共に過ごした

# 住まいの終活 はじめませんか

もしものときに慌てないため、  
大切な人に迷惑をかけないためにできること

相続  
登記

家族間での  
話し合い

家を  
撮影する

遺言

不動産情報  
の整理

家財の  
整理

権利関係  
の整理

# できることから始めましょう！

## ●家族で話し合しましょう

将来、今の家をどうしたいか、あらかじめご家族で話し合しましょう。相続時の無用なトラブルを避けるため、遺言書を作成することも有効です。

## ●登記を確認しよう ※2024年(令和6年)4月より相続登記が義務化

現在お住いの建物・土地はどなたが所有者でしょうか。親や配偶者等から相続しても、登記上の所有者を変更していないと、次の相続が発生した際に多くの時間や費用がかかる恐れがあります。現在の登記を確認し、登記を最新の状態にしましょう。また、相続人が困らないように不動産に係わる書類を整理しましょう。

## ●今から片付けよう (家財の整理)

遺族は、故人の思い出のある家財を処分することに戸惑いがあるものです。家財を写真に残すなどして、処分するための心の準備を行い、元気なうちに自分の家財を整理しましょう。

## ●家を撮影する

長く住んでいた家にはたくさんの思い出があります。家を離れても思い出せるように、家全体の外観や部屋の中、思い出の傷など何でも写真に残しておきましょう。

## ●専門家に相談しましょう

相続や登記は、法律や税金などと切り離して考えることはできません。相続人同士の権利問題の整理や名義変更手続きなどが必要となります。問題に応じて弁護士、司法書士、税理士、宅地建物取引士、土地家屋調査士などの専門家に相談しましょう。

## 各種相談窓口のご案内

相談内容	団体名・連絡先	受付曜日・時間
空家の管理、空家・空地バンク、その他空家問題全般に関する事	建設部 空家対策課 ☎029-873-2111(代)	土日祝を除く 8:30~17:15
空家の相続、成年後見制度等権利関係の整理、空家をめぐる紛争の解決等に関する事	茨城県弁護士会土浦支部 ☎029-875-3349	月~金曜日(土日祝を除く)9:00~17:00※1 面談相談【有料30分5,500円(税込)、弁護士によるアドバイス】面談は予約制。 ※茨城県弁護士会ホームページからWEB予約も可 <a href="https://www.ibaben.or.jp/">https://www.ibaben.or.jp/</a>
土地・建物の登記、相続登記、成年後見制度等に関する事	茨城司法書士会 ☎029-225-0111	月~金曜日(土日祝を除く)9:00~17:00※1 面談相談(無料、司法書士によるアドバイス) 面談は予約制(予約専用電話☎029-224-5155) 相談会場、相談日時は問合せ
不動産(空家)の売買や賃貸等に関する事	公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会 牛久・竜ヶ崎支部 ☎029-830-7712	月・火・木・金(水土日祝を除く)9:00~17:00※1 面談相談(無料、宅建士によるアドバイス) 空家・空地などの不動産の売買や賃貸等に関する相談 ※お気軽にご相談ください
建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認等に関する事	茨城土地家屋調査士会 ☎029-259-7400	月~金曜日(土日祝を除く)9:00~17:00※1 面談相談(無料、面談は予約制) 相談日は毎月第1水曜日(1月を除く)
建物・土地の表示や相続の登記、所有者の確認等に関する事	水戸地方法務局取手出張所 ☎0297-83-0057	月~金曜日(土日祝を除く)9:00~16:00※1 相談は予約制 (無料、添付書類や所有者の確認方法説明)

※1. 12:00~13:00を除く